

公益財団法人全日本軟式野球連盟 役員等旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟(以下「連盟」という。)の用務のため出張旅行する本連盟役員等に対し支給する旅費に関し基準を定め、連盟の円滑な運営に資するものとする。

2 前項に規定する役員等の区分を次のとおりとする。

- (1) 名誉顧問、名誉会長、会長
- (2) 相談役、顧問、参与、副会長、専務理事、常務理事、理事、監事、専門委員、評議員
- (3) 事務局職員
- (4) 前号以外の者及びこれらに準ずる本連盟外の者

3 役員等に対して支給する旅費に関しては、他に特別に定める場合を除きこの規程による。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用いる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 国内旅費 本州、北海道、四国及び九州、並びにこれらに附属する島の存する領域
(以下「本邦」という。)における旅行に支給する旅費をいう。
- (2) 外国旅費 本邦と本邦以外との間における旅行及び外国における旅行に支給する旅費をいう。
- (3) 出張命令者 旅行を命じる者をいう。
- (4) 出発地 居住地及び滞在地のことをいう。
- (5) 目的地 用務先及び居住地へ帰宅すること。又は滞在地から次に向かう用務先をいう。
- (6) 指定の時間 指定の時間の基準は、出発地の公共的交通機関の最寄駅の出発時刻が午前7時以降、目的地の最寄駅に午後11時迄に到着することをいう。

(出張命令者)

第3条 用務のための出張は、必ず次の区分による出張命令によって行うものとする。

- (1) 前第1条の第2項第1号・同第2号に定める者に対する出張命令者は会長とする。
- (2) 前第1条の第2項第3号・同第4号に定める者に対する出張命令者は、会長又は専務理事とする。

2 前項に規定する出張命令等は、事前に口頭で行う。

(旅費の支給)

第4条 役員等が用務のために出張する場合に旅費を支給する。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、雑費、宿泊料、滞在雑費及び出張雑費とする。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、特別な理由があると旅行命令者が特に認めた場合は、この限りではない。

2 宿泊料が支給対象外の場合のパック料金（交通費と宿泊料のセット料金）の取り扱いについては、宿泊料相当額を5,000円とし、パック料金から5,000円を差し引き、残額を交通費として支給する。ただし、交通費支給額は通常の往復運賃を上限額とする。

(出張の日数)

第7条 旅費計算上の出張日数は、用務の日数とする。また公共的交通機関を利用して用務の時刻に到着できない場合は現に要した日数を出張日数に加えることとする。ただし、天災等その他やむを得ない事由により要した日数は、出張命令者が別途考慮する。

(旅費の支給等)

第8条 旅費は、用務終了後に支給するものとする。

(国内旅行)

第9条 国内旅行の旅費は日帰り出張と普通出張とに区分する。

2 日帰り出張の旅費は、勤務地から片道100km未満の地域内における旅行の費用とし、交通費実費を支給する。

3 普通出張は、前項以外の地域への出張旅費として、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、雑費及び宿泊料を支給する。

4 前2項の場合において、用務の必要上又は天災、その他やむを得ない事情と出張命令者が認めた場合は、雑費定額及び宿泊料を支給することができる。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道旅行の路程に応じて旅客運賃及び本条各号の料金等により支給する。

2 普通急行列車又は特別急行列車（新幹線を含む）を運行する路線による旅行で、片道50km以上は、それぞれ急行料金、特急料金（新幹線特急料金）を支給することができる。特急区間が片道50km以上70km未満は自由席料金、片道70km以上は指定席料金を支給できるものとする。片道601km以上継続してJRを利用する場合、乗車券は往復割引運賃とする。

3 第1条第2項第1号の役員が、特別車両料金を徴する客車を運行する路線により旅行する

場合は、特別車両料金（グリーン料金）を支給する。

(船 費)

第11条 船賃は、水路旅行の路程に応じて、現に利用に要する運賃等により支給する。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空旅行の路程に応じて、旅客運賃等の支払証明書類の提出により、その実費を支給する。

(車 費)

第13条 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行の路程に応じ、現に利用に要する運賃等により支給する。

(雑 費)

第14条 雜費は、用務の日数に応じて第9条第2項に定める場合を除き、別表1－1の定額を支給する。ただし、出張命令者が認めた場合は、この限りではない。

- 2 指定の時間内に発着できない場合は、別表1－2の雑費を支給する。
- 3 第1条第2項第1号・第2号・第4号に定める者が、WEB会議等に出席した場合は、別表1－1の雑費を支給する。

(宿 泊)

第15条 宿泊は、出張日数に応じ、連盟等が指定する宿舎に宿泊する場合、連盟が費用を精算する。

- 2 連盟が指定する宿舎に宿泊できない場合は、別表1の宿泊料を上限として料金を証明する書類により、その実費を支給する。
- 3 出張日数にかかわらず宿泊をする場合は、出張命令者が認めた者のみ、連盟が指定する宿舎に宿泊できるものとする。ただし、その場合は雑費の支給はしない。

(外国旅行)

第16条 外国旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、滞在雑費及び旅行雑費とする。

(鉄道賃)

第17条 鉄道賃は、現に利用に要する運賃を支給する。

(船 費)

第18条 船賃は、現に利用に要する運賃を支給する。

(航空賃)

第19条 航空賃は、次の各号に規定する運賃を支給する。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する航空路による旅行の場合においては、次に規定する運賃による。
 - イ 第1条第2項第1号の役員については、上級の運賃
 - ロ 第1条第2項第2号・第3号・4号に定める者については、次の級の運賃
- (2) 運賃の等級別の設けていない航空路による旅行の場合においては、現に航空機の利用に要する運賃による。

(車 賃)

第20条 車賃は、現に利用に要した実費額による。

(日当及び宿泊料)

第21条 日当は旅行日数に応じて別表2に掲げる定額による。宿泊料は夜数に応じて連盟が支払うものとする。

(滞在雑費)

第22条 滞在雑費は、用務先滞在中における交通費及び涉外費に当てるため、出張者の用務及び身分に応じて、1日当たりの定額をもって支給することができる。

- 2 滞在雑費として、現地交通費を支給する場合においては、第20条の規定による車賃は、支給しない。
- 3 滞在雑費の支給額については、出張者の用務及び資格に応じて専務理事又は常務理事がこれを定める。

(旅行雑費)

第23条 旅行雑費は、予防接種料、査証手数料、出入国税、その他これに類する雑費について、実費額を支給することができる。ただし、旅行先における慣習によるホテルのボーイ又はポーター等の心付けについては、この限りではない。

(旅費の支払)

第24条 前条までの規定による各種運賃旅費雑費の支払いにおいて、その一部又は全部を出張者本人に支給することなく、本連盟において直接旅行代理店等に支払うことができる。

(旅費の調整)

第25条 会長は、旅行目的の性質上又は出張先の実情、その他特別の事情により、この規定

による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

第26条 この規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

付則

- 1 この規程は、平成20年4月16日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年1月4日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月10日から施行する。
- 4 この規程は、平成26年2月4日から施行する。
- 5 この規程は、令和2年10月9日から施行する。
- 6 この規程は、令和4年 4月8日から施行する。

役員等旅費規程に定める雑費・日当及び宿泊料上限

別表1－1 (国内旅行の雑費及び宿泊料上限)

区分	雑費 (1日につき)	宿泊料上限 (1日につき)
第1条第2項第1・2号該当者のうち、外部委嘱者	5, 000円	12, 000円
第1条第2項 第1・2・4号該当者	3, 000円	
第1条第2項第3号該当者	2, 000円	

別表1－2 (指定の時間に発着できない場合の雑費)

区分	雑費 (1日につき)
第1条第2項第1・2号該当者のうち、外部委嘱者	早朝・深夜2, 500円 前泊・後泊2, 500円
第1条第2項 第1・2・4号該当者	早朝・深夜1, 500円 前泊・後泊1, 500円
第1条第2項 第3・4号該当者	早朝・深夜1, 000円 前泊・後泊1, 000円

別表2 (外国旅行の日当)

区分	日当 (1日につき)
第1条第2項第1・2号該当者のうち、外部委嘱者	7, 000円
第1条第2項 第1・2・3・4号該当者	6, 000円